

# おかしいなと思っていなくてもありませんか

地域からの孤立や経済的不安など、さまざまな要因が絡み合い、周囲に相談できずに追い詰められた気持ちのほけ口が、子どもに向かい虐待となってしまう事例が増えています。児童虐待は、特別な家庭の問題ではなく、どの家庭にも起こりうるものです。そのため、それぞれの家庭を孤立させないように、普段から声掛けをするなど、地域全体で

協力していく必要があります。虐待かもと感じたら、ためらわずにいち早く子育て支援課へ通告してください。通告は、育児に困っている母親や父親に支援を届けるための手助けになります。ここでは、虐待と疑われる通告からどのような流れで支援につなげたかを「子どもの泣き声」の事例で紹介いたします。

## ① 状況確認

隣近所から激しい泣き声が聞こえるなど児童虐待が疑われる場合は、注意深く見守ってください。多少あいまいな情報や不明確なものでもかまいません。可能な範囲で状況把握に努めてください。



集合住宅の向かいの棟から、子どもの泣き叫ぶ声がずっと続いている。おおよその場所は分かるが、どの部屋かの特定は難しい。

通告は支援の第一歩です！

### 虐待が疑われるポイント

- ・長時間泣いている、悲鳴のような泣き声がある
- ・家の外やベランダに出されている
- ・不自然な時間に歩いている
- ・ひどいけがをしたり、病気になったりしても子どもを医者に見せない
- ・家の中や周辺がごみだらけになっている
- ・衣類や体が不潔である など



子育て支援課主任技師 坂本 久幸

## ② 通告

虐待を受けているのでは？と感じたら、場所や時間、頻度、年齢、家庭環境など分かる範囲の情報を子育て支援課や児童相談所に伝えましょう。虐待を裏付ける事実がなかったとしても通告者に責任はありません。



通告を受けた子育て支援課は、通告者から場所、時間、頻度、どのくらい長く泣いていたかなど、詳しい状況を聴き取る。

## ③ 調査

通告を受けた子育て支援課が、周辺住民や保育園、学校などから情報を収集し、慎重に調査します。調査の結果、必要と判断した場合は家庭訪問を行って直接話を聞き、状況を把握します。



子育て支援課が調査の上、世帯を訪問。職員は子どもが泣いていた理由や母が育児で困っていることを少しずつ聞き出す。

## ④ 対応

家庭訪問などで把握した状況に応じ関係先につなげます。地域子育て支援センターや身近な支援者である民生委員・児童委員を紹介するなど、親への支援を行います。



県外出身で身近に知人がおらず、子育ての悩みを抱えていたことが判明。子育て支援課が、今後の見守りと母親の相談相手になっていこうと、民生委員・児童委員に依頼する。

## 民生委員・児童委員とは？

民生委員は、高齢者などの見守り役として知られていますが、児童委員という立場も兼ねています。また、子どもに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいます。

### 【民生委員・児童委員の役割】

- 生活上の心配ごとや不安など幅広く相談に応じ、必要な支援へのつなぎ役
- 高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守り役

●民生委員・児童委員に関すること [問]福祉総務課 ☎21-1754、FAX20-3215



民生委員・児童委員 馬籠 万利さん

### 不足しています！

市内には700人を超える民生委員・児童委員がいますが、現在活動している人の平均年齢は68歳。次世代の担い手不足が深刻です。あなたも地域のために活動してみませんか。

## 通告者の秘密は守られます！

通告の際、匿名でもきちんと受理され、通告者が特定されてしまうような情報が漏れることはありません。また、調査の結果虐待でなかったとしても、通告者に責任はありません。手遅れになる前にためらわず通告することが大切です。

### ～ 通告先 ～

- 子育て支援課 ☎21-1766 (受け付け 平日8:30～17:15)
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いち はやく) 最寄りの児童相談所につながります。(夜間・休日も受け付けます。)

●児童虐待に関すること [問]子育て支援課 ☎21-1766、FAX27-0752



子育て支援課 主査 西森 由貴